【27】いじめ対策緊急支援総合事業（新規）

平成20年度概算要求額：605百万円
（平成19年度予算額：－）
事業開始年度：平成20年度
事業達成年度：平成22年度

●主管課

初等中等教育局児童生徒課　（課長：木岡　保雅）

●関係課

●事業の概要

１．学校問題解決支援事業
　学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方についてモデル地域を選定し、調査研究を委託、成果の普及を図る。児童生徒の問題行動等への対応に際し、学校が、組織として生徒指導を実施できるよう、専門家の協力を得つつ、学校のチーム力の向上を図る。
２．いじめ未然防止に向けた社会性育成事業
　特に小学生期における適切な人間関係の構築方法（構成的ＧＥ、ピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング等）等に係る教育実践についてモデル地域において調査研究し、いじめ等問題行動の未然防止や中１プロブレム対応に資する。
３．子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業
　中・高校生によるいじめをなくすための組織づくりやその活動を支援し、いじめ撲滅に向けた主体性ある取組を促進する。

●必要性

　昨年よりいじめ問題が社会問題化し、いじめは決して許されないことであり、またどの子どもにもどの学校でも起こり得る問題であることを学校教育に携わるすべての者が認識するとともに、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要がある。また、問題行動が生じた際には、必要に応じて外部の専門家等協力を得て、学校全体で組織的に対応することが重要である。この点に関しては、「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」においても、学校が抱える課題への機動的な対処ということで、学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設等の必要性が指摘されている。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００７」にも同様の趣旨が記載されている。なお、教育委員会の生徒指導担当主事を対象としたアンケートにおいても、このような取組への関心は非常に高い。

（本事業に関連する審議会からの提言等）
・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」（H19.6.19　閣議決定）
・「社会総がかりで教育再生を・第二次報告」（H19.6.1　教育再生会議）

●効率性

　事業の波及効果が認められ、効率性の観点から、妥当である。
（事業のアウトプット）
　本事業の実施により、いじめ等の生徒指導上の諸問題に対応するための、専門家等を活用した、学校内の組織体制が整備される。また、適切な人間関係の構築方法や子どもたちの主体的な活動など、いじめ等問題行動の未然防止に資する取組が実施される。

（事業のアウトカム）
　本事業におけるモデル地域での取組を全国フォーラムやブロック協議会の開催や普及啓発資料の作成により全国に普及することにより、全国でいじめ等の問題行動解決に向けた取組の充実が図られる。

●有効性

（施策目標）
　施策目標２－３　児童生徒の問題行動等への適切な対応

（上位目的のために必要な効果が得られるか）
　本事業において、外部の専門家等のチームを活用した、いじめ等問題行動に対応する学校内の体制整備を調査研究することにより、学校においていじめ等の問題行動への早期対応が可能となる。また、子どもたちの適切な人間関係構築方法や問題行動に対する子どもたちの主体的取組について調査研究することにより、問題行動の未然防止にも資する。これらの調査研究成果を全国に普及することにより、上位目的の達成に資する。

●18年度実績評価結果との関係

　２－３「今後の課題及び政策への反映方針」において「いじめ問題の深刻化に伴い、・・・問題解決に向けた取組を一層強化したところ。これらの緊急措置の成果を検証しつつ、・・・取組の推進に引き続き努めていきたい。」と記載されている。

●広報計画

　全国協議会やブロック協議会を開催し、調査研究成果について情報交換、ノウハウの共有を行う。また、調査研究成果の踏まえた普及啓発資料等を作成する。

●備考

　特になし

いじめ対策緊急支援総合事業

平成２０年度概算要求額：６０４，５２２千円

Ⅰ．学校問題解決支援事業

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方等について調査研究を行う。

Type Ⅰ　危機管理・緊急支援タイプ

いじめ自殺や外部侵入者による重大犯罪など生徒指導上の重大事案の際に、保護者への対応、児童生徒等の心のケア、マスコミ対応等事態の沈静化、静謐な教育環境確保に当たる

警察OB　**大学教授**　**精神科医**

精神保健福祉士　**臨床心理士**　**弁護士**　**教員ＯＢ**

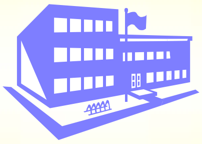

Type Ⅱ　日常支援タイプ

解決が難しいいじめ等の生徒指導上の事案に対し、保護者ないし学校の要請を受け、関係者間の調整を図り、円滑な解決を支援する

①専門家配置・派遣（３０地域におけるモデル事業）
②教職員の資質向上に係る研修会の開催　**③全国協議会開催による情報・ノウハウ共有**

を緊急実施し、

○　モデル事業実施を契機とした、専門家等による支援体制の継続的構築
○　問題行動対応に係る教職員の資質向上を全国的に図る
（専門家に見て学び、専門家に頼らない支援もできるようにする）

を図る。

Ⅱ．いじめ未然防止に向けた社会性育成事業

特に小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践や、メンタルフレンド等の外部人材の活用やピア・サポート等を通じた異年齢交流の取組など様々な活動を支援し、ノウハウを蓄積させ、モデル地域（２０地域）内で共有・普及させることで、地域での取組の浸透を図る。

【活動例】
・通常の学級編成によらない、縦割りによる異年齢集団による課外活動
（特に年長児童のリーダー性を育むとともに、互いの自己有用感を高める）
・互いの長所を見つけ、ほめ合う活動を通じて、自己理解や他者理解を深める活動
（仲間づくりや思いやりなどの社会性を獲得する）
・友人から仲間外れにされる場面のロールプレイ　（相手の立場に立って考える習慣を身に付ける）

Ⅲ．子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業

生徒会等が立ち上がり、児童生徒自身によるいじめ撲滅に向けた活動や、いじめゼロに向けた望ましい人間関係づくりに資する活動等を支援し、いじめ問題に対する中・高校生の自主的・主体的な活動を支援し（３０地域×５校程度）、モデル地域内での気運醸成・継続的な取組の定着を図る。